

# 「ミネラルウォーターに関する税」 についての業界意見（要旨）

2005年8月26日

山梨県ミネラルウォーター協議会

日本ミネラルウォーター協会

社団法人 全国清涼飲料工業会

# 業界の主張内容

## 業界側の主張 (ポイント)

- ミネラルウォーター産業だけが狙い撃ちされ、課税されるのは不公平
- ミネラルウォーター税導入の根拠がない
- 他県では「広く薄く」課税する方式を検討・採用
- 検討プロセスが不当
- ミネラルウォーター事業者の経営に深刻な影響を与える

## 最終報告書に関する反論

- 「1 はじめに」について
- 「2 山梨の水と森林の現状と課題」について
- 「3 山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策」について
- 「4 山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方」について
- 「5 費用負担の具体策の検討」について
- 「6 ミネラルウォーターに関する税」の詳細」について
- 「7 今後の検討課題」について

## 業界の主張内容

### 業界側の主張 (ポイント)

- ミネラルウォーター産業だけが狙い撃ちされ、課税されるのは不公平
- ミネラルウォーター税導入の根拠がない
- 他県では「広く薄く」課税する方式を検討・採用
- 検討プロセスが不当
- ミネラルウォーター事業者の経営に深刻な影響を与える

### 最終報告書に関する反論

- 「1 はじめに」について
- 「2 山梨の水と森林の現状と課題」について
- 「3 山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策」について
- 「4 山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方」について
- 「5 費用負担の具体策の検討」について
- 「6 ミネラルウォーターに関する税」の詳細」について
- 「7 今後の検討課題」について

## 業界側の主張 (ポイント)

ミネラルウォーター産業だけが  
狙い撃ちされ、課税されるのは不公平

山梨県の森林・地下水からは県民・県内企業全体が  
受益 (地下水の75%が生活用水)

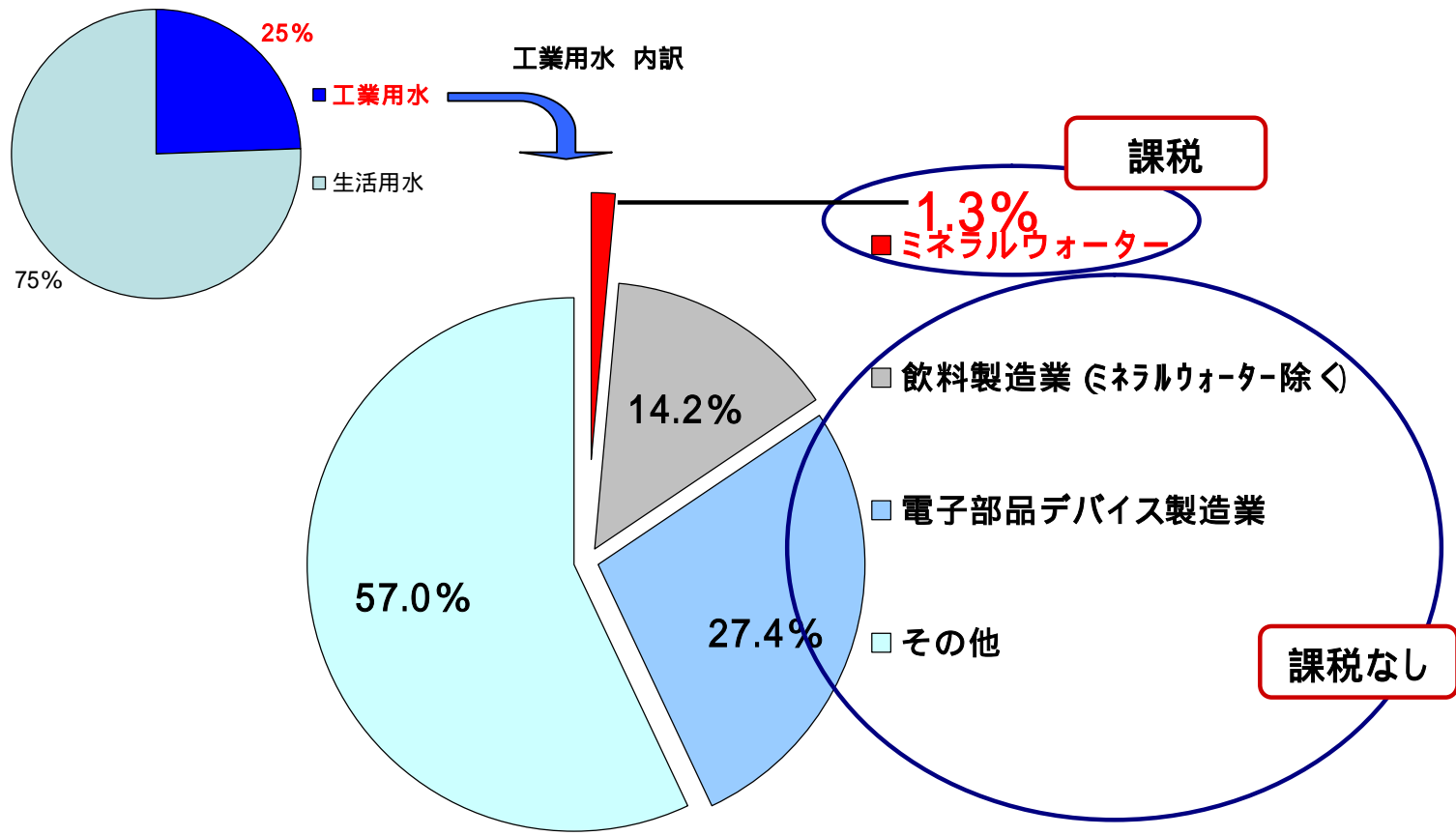
ミネラルウォーター産業の地下水採取量は、全工業用  
地下水のわずか1.3%に過ぎない

ミネラルウォーター産業のみが森林・地下水から特別の  
受益を受けるわけではない

受益の評価基準がないことを認めつつ、ミネラルウォー  
ター産業に「特別の」受益があるとする県の論理は  
矛盾している

森林環境保全の重要性は認めるが、ミネラルウォーター  
のみへの狙い撃ち課税は認められない

# 地下水利用企業に占めるミネラルウォーター産業の地下水使用量 (2003年度)



(山梨県地方税制研究会 「ミネラルウォーターに関する税」についての報告書」の記載より)

## 業界側の主張 (ポイント)

ミネラルウォーター税導入の根拠がない

新税充当事業にはミネラルウォーター産業と無関係のものが多く、ミネラルウォーター税導入の前提である財政需要がなく、受益と負担の因果関係が明確でない

## 業界側の主張 (ポイント)

他県では「広く薄く」課税する方式を検討・採用

導入済み・決定済みの13県を含め、全国38都道県で「県民税均等割超過課税方式」等の県民全体で「広く薄く」負担する方式による、森林環境保全・整備に関する税を採用・検討している

県民税均等割超過課税方式等の県民全体で『広く薄く』負担する方式を用いた森林環境保全・整備に関する税の取組み状況

導入済

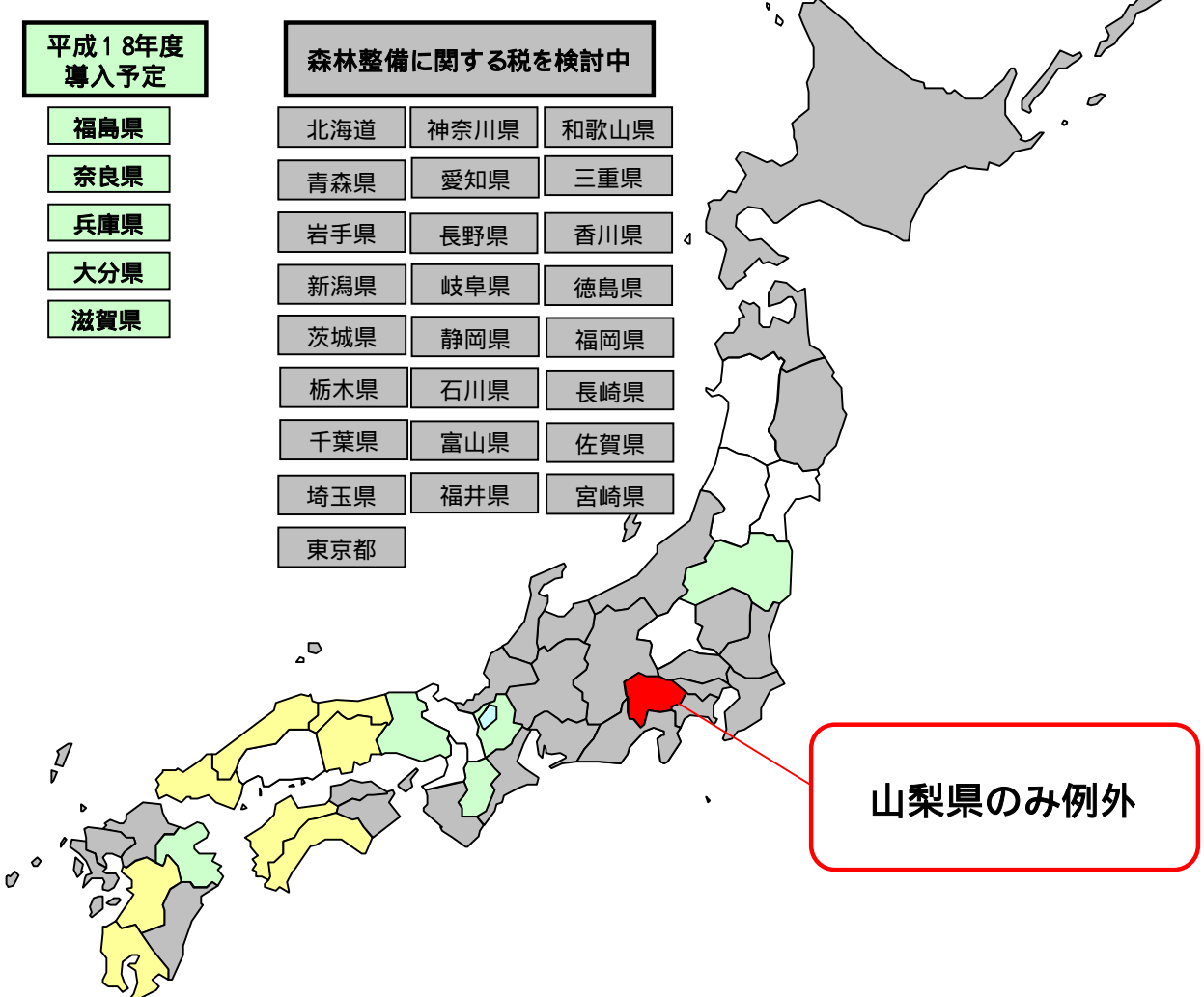
- 島根県
- 鳥取県
- 岡山県
- 山口県
- 高知県
- 愛媛県
- 熊本県
- 鹿児島県

平成18年度導入予定

- 福島県
- 奈良県
- 兵庫県
- 大分県
- 滋賀県

森林整備に関する税を検討中

- 北海道
- 神奈川県
- 和歌山県
- 青森県
- 愛知県
- 三重県
- 岩手県
- 長野県
- 香川県
- 新潟県
- 岐阜県
- 徳島県
- 茨城県
- 静岡県
- 福岡県
- 栃木県
- 石川県
- 長崎県
- 千葉県
- 富山県
- 佐賀県
- 埼玉県
- 福井県
- 宮崎県
- 東京都



山梨県のみ例外



## 業界側の主張 (ポイント)

### 検討プロセスが不当

公開シンポジウム (2回)、講演会 (1回)ともに他県に比して圧倒的に回数が少なく、かつ参加者の大半は県や市町村の職員

県民アンケート調査 (2回)はいずれも恣意的 誘導的

## 業界側の主張 (ポイント)

ミネラルウォーター事業者の経営に深刻な影響を与える

県内ミネラルウォーター事業者の大半はOEM  
(相手先ブランド)業者で、実質的売上は極めて小さい

ミネラルウォーター製品の競争激化の中、その実小売  
価格は低下しており、収益構造に深刻な影響を与える

# 業界の主張内容

## 業界側の主張 (ポイント)

- ミネラルウォーター産業だけが狙い撃ちされ、課税されるのは不公平
- ミネラルウォーター税導入の根拠がない
- 他県では「広く薄く」課税する方式を検討・採用
- 検討プロセスが不当
- ミネラルウォーター事業者の経営に深刻な影響を与える

## 最終報告書に関する反論

- 「1 はじめに」について
- 「2 山梨の水と森林の現状と課題」について
- 「3 山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策」について
- 「4 山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方」について
- 「5 費用負担の具体策の検討」について
- 「6 『ミネラルウォーターに関する税』の詳細」について
- 「7 今後の検討課題」について

## 環境保護政策全般についての検討の欠如

世界に誇りうる環境首都となるよう着実な取り組みを進める」とする山梨県としては、環境保全を目的とする新税の検討以前に、県の環境保護政策全般の検討を十分に行なう必要があることは当然



しかしながら、

県は、森林の管理水準の悪化による水源かん養機能等の低下、産業廃棄物の大量発生による不法投棄の増大等、登山者の増大に伴う山の環境の悪化の3つの課題のみを取り上げるだけであり、最終報告書においても県の環境保護政策全般の検討に関して言及がない



ミネラルウォーター税の導入検討以前に、県の環境保護政策全般の検討を十分に行ったとは認められない

## 歳出の削減及び税以外の手段の検討の欠如

新たな税を導入する以前に、「歳出の厳しい見直しに努めるのは当然」であり、「税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われること」が必要



しかしながら、

県は、最終報告書においても、歳出削減の具体的な成果・見込みには何ら言及していない。また、既存財源での対応の可否についても明らかにしていない

税以外の適切な手段について、県は「ミネラルウォーター税」の目的、対象等からみて、寄附金、協賛金等を検討」などと、ミネラルウォーター税導入を前提とした本末転倒な比較検討を行うのみである



歳出削減の結果、新税導入を必要とする財政需要は存在していないのではないかという点につき、真摯な検討を行っていない

税制以外の手段について十分な検討を行っていない

## 環境目的税に関する検討の欠如

県は、「水源地かん養税」、「産業廃棄物税」、「入山税」など、本県にふさわしい環境目的税について調査・検討を行った」と述べ、あたかも環境目的税について検討を行ったかのように主張する



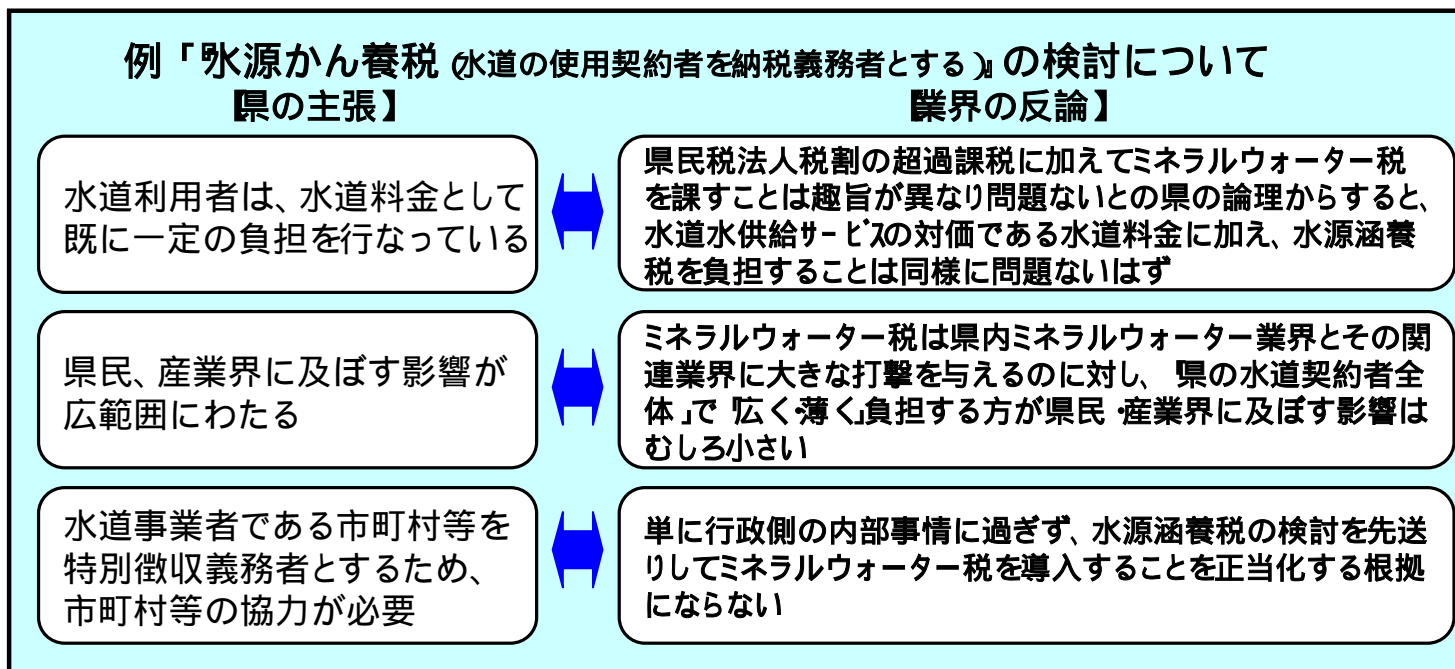
しかしながら、

当方が、「法定外税を導入する以前に、まずは住民税の超過課税のような広く薄く負担する方法を考えるべき」、「法定外税を導入する場合も、広く薄く課税する方式を基本に考えるべき」などと指摘したにもかかわらず、県は県民税均等割の超過課税の手法を真摯に検討したとはいえない

ミネラルウォーター税検討の前に、原因者負担としての目的税導入の是非についても十分に論議すべき、との当方の主張に対し、真正面から回答せず、環境政策の大局的な検討の中で原因者負担としての目的税に関する検討も全くなされていない

県は、「はじめにミネラルウォーター税ありき」であり、県民税均等割の超過課税の手法を含めた環境目的税についての幅広い検討を全く行っていない

## 3つの税制に関する検討の欠如



県は、水源かん養税、産業廃棄物税、入山税について調査・検討を行なったとするが、実際には「ミネラルウォーター税導入先にありき」で、具体的な検討を全く進めていない

## 事前手続履践の欠如

県は、シンポジウムを2回、講演会を1回開催、また県民アンケートを2回実施したとして、ミネラルウォーター税を導入するための事前手続を履践しているかのように述べる



しかしながら、

県民への説明の場としては、他県に比べ**圧倒的に回数が少なく**、その内容も広く一般県民や納税義務者が集まって議論するものではなく、**県や市長村関係者が出席者の多数を占める内部勉強会的なもの**である

アンケートの設問も**恣意的に結果を誘導**するようなものである

- 「賛成」項目のみに「税負担の程度にもよるが賛成」という条件付項目を設けるなど、回答の選択肢として不適切
- 県民全体で広く薄く負担する方式が全国的に主流であることや、ミネラルウォーター税については、租税法学者を含めた専門家等から、課題・問題が多い旨が指摘されていること等の情報を提供していない

県が実施・開催したアンケートやシンポジウム等はミネラルウォーター税導入の是非を議論するための事前手続としては全く不十分であり、新税導入にあたり必要な手続きの履践とは到底なり得ない



# 業界の主張内容

## 業界側の主張 (ポイント)

- ミネラルウォーター産業だけが狙い撃ちされ、課税されるのは不公平
- ミネラルウォーター税導入の根拠がない
- 他県では「広く薄く」課税する方式を検討・採用
- 検討プロセスが不当
- ミネラルウォーター事業者の経営に深刻な影響を与える

## 最終報告書に関する反論

「1 はじめに」について

「2 山梨の水と森林の現状と課題」について

「3 山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策」について

「4 山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方」について

「5 費用負担の具体策の検討」について

「6 『ミネラルウォーターに関する税』の詳細」について

「7 今後の検討課題」について

## 森林の水源かん養機能について

県は、県の水源かん養保安林が森林面積に占める割合が47%と全国平均(27%)を大きく上回り、また水土保持林の割合も、全国の目標値に比べ高く、山梨県の森林は、「**水源かん養機能の維持・保全**を重視して管理運営されている」と主張する



しかしながら、

水源かん養保安林も水土保持林も、水源かん養機能だけではなく、県土や自然環境の保全、レクリエーションや教育の場としての利用、土砂災害防止、洪水緩和、水量調節等**様々な公益的機能**を持っていることは論を待たない

水土保持林は、「**水源かん養機能又は土地に関する災害の防止機能の維持増進**を図るための森林」と規定されており、水土保持林に指定されているからといって、**直ちに水土保持林の最も大きな機能が水源かん養機能である**とはいえない。水源かん養保安林についても同様である



**森林は多様な機能をもっており、森林の水源かん養機能を強調して、ミネラルウォーター産業のみに負担をさせることを正当化することはできない**

## 森林の公益的機能の低下について

県は、林業の不振や林業労働者の減少・高齢化などの進行により、民有林を中心に森林の管理水準の悪化・荒廃が進み、**森林の公益的機能の低下が課題**となっている」と述べる



しかしながら、

「機能低下」は**実際に生じているのか**、また、仮に生じているのであれば、その「機能低下」は施策を拡充し、更には**新税を導入しなければならないほどのものか**が、全く明らかにされていない。

また、「他地方自治体との間で**新たにミネラルウォーター税導入を必要とするだけの特別の財政需要に関する差異の存否**」についても、県は何ら明らかにしていない



森林の「公益的機能の低下」について、県は具体的に科学的・実証的データをもって明らかにしておらず、新たにミネラルウォーター税を導入することを正当化する、「**新たな財政需要**」は存在しない

## 森林整備とミネラルウォーターの受益との関係の不明確性

県は、森林によって育まれる豊かな地下水資源を将来にわたって安定的に利用していくために、地下水資源の保全と適正利用を図る必要がある」と述べる

しかしながら、

**森林整備と地下水保全の関係は、解明されていない**

おいしい水という意味では、ミネラルウォーターは土壌・地質の影響を多く受けていると考えられ、森林との関係が明確ではない。山梨県のミネラルウォーターが特徴的なもので、おいしい水の由来であると仮定して、それを保全する場合、土壌・地質的な観点からの保全が必要なのか、森林の影響を考慮することが重要なのか、**両者の関係が不明のままである**。このままでは、水源涵養といいながら、どのような方策を展開すると水源涵養になるのかが明確でない」

(鈴木嘉彦山梨大学工学部長 ホームページより)

県も、「地下水については、浸透や流動のメカニズムなど、まだ解明されていない部分も多い」、**地下水脈の全体像は不明**と認めている

更に、**森林整備事業の施行地区とミネラルウォーターの採水地の水源地域とは必ずしも相関するものではない**とも自認している

**森林整備事業の財源をミネラルウォーター事業者のみに負担させることには、受益と負担の因果関係が全く不明確であり、合理性がない**

## 県が行う事業と水源かん養機能維持・保全との関係の不明確性

県は、県有林の全森林に占める面積割合 (46%) は、全国一とした上で計画的な森林の保全・整備が必要であり、…公的な関与による森林の整備を行う必要がある」と主張する



しかしながら、

県有林が占める割合が大きいことをもって、県の事業により水源かん養の維持・保全が実現されているとの説明は、全く論理的でない

県は新税導入に係る財政需要として民有林の整備を挙げているが、そもそも、**民有林に対する事業の受益者は森林所有者である**



県の行う森林整備事業からミネラルウォーター産業のみが特別の受益を受けているわけではないことは明らかであり、ミネラルウォーター産業のみに課税する合理的理由には全くなり得ない

# 業界の主張内容

## 業界側の主張 (ポイント)

- ミネラルウォーター産業だけが狙い撃ちされ、課税されるのは不公平
- ミネラルウォーター税導入の根拠がない
- 他県では「広く薄く」課税する方式を検討・採用
- 検討プロセスが不当
- ミネラルウォーター事業者の経営に深刻な影響を与える

## 最終報告書に関する反論

- 「1 はじめに」について
- 「2 山梨の水と森林の現状と課題」について
- 「3 山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策」について
- 「4 山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方」について
- 「5 費用負担の具体策の検討」について
- 「6 ミネラルウォーターに関する税」の詳細」について
- 「7 今後の検討課題」について

## 新たな特別の財政需要の不存在

法定外目的税の導入については、その導入を正当化するための新たな特別な財政需要が必要

ミネラルウォーター事業者の受益との因果関係が明確な新たな特別な財政需要が存在することが必要



しかしながら、

県は、新たな財源による税収は、既存の事業ではなく新規の事業に充当」(最終報告書)「この事業は、既存の水源かん養事業の整備・充実に含まれるので、…「新たな」特別な」の財政需要とはいえませんが」(平成16年2月14日付回答書)と**税収の使途の主張につき変遷**が見られる

ミネラルウォーター税の税収を充てる具体的な施策として、**水源かん養事業とは全く関係がなく、ミネラルウォーター産業の受益とも因果関係がきわめて不明確な事業を列挙するのみ**

税収の半分を市町村への交付金に充てるという方針が、中間報告後、相当期間経過後に初めて浮上

ミネラルウォーター税に関し、法定外目的税導入の前提である、因果関係の明確な「新たな」特別な」財政需要が存在していない

## 税収使途とされる事業にミネラルウォーター事業者の受益を見出し難いこと

県は、森林の水源かん養機能を高めるための・・・間伐や保育事業などの森林整備事業を、主に水源かん養保安林及び水土保持林を対象として実施する」と主張

- ダム上流の人工林等での間伐
  - 民間主催の森林環境教育・体験林業教室の支援
  - 森林ボランティア等対象の研修
  - 里山林の保全
  - 溪畔林の保全
  - 高性能林業機械による間伐研修
  - 普及啓発のためのイベントの開催
- [- 税収の1/2は市町村への交付金 ]

しかしながら

県の列挙する事業からミネラルウォーター事業者が受益を享受するか不明確であり、その点を措くとしても、受益者はミネラルウォーター事業者だけに限られないことは明らか

県の列挙する事業に基づく受益は、ミネラルウォーター事業者が享受するか不明確で、受益者はミネラルウォーター事業者に限定されず、ミネラルウォーター産業のみに限って課税する合理的理由は見出せない



# 業界の主張内容

## 業界側の主張 (ポイント)

- ミネラルウォーター産業だけが狙い撃ちされ、課税されるのは不公平
- ミネラルウォーター税導入の根拠がない
- 他県では「広く薄く」課税する方式を検討・採用
- 検討プロセスが不当
- ミネラルウォーター事業者の経営に深刻な影響を与える

## 最終報告書に関する反論

- 「1 はじめに」について
- 「2 山梨の水と森林の現状と課題」について
- 「3 山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策」について
- 「4 山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方」について
- 「5 費用負担の具体策の検討」について
- 「6 ミネラルウォーターに関する税」の詳細」について
- 「7 今後の検討課題」について

## 特別の受益の不存在

県は、ミネラルウォーター産業は「他の事業活動とは異なり、通常の受益の範囲を超えた**特別の受益**を得ている」と主張する

理由

特に良質な水を採取し水そのものが持つ価値を金銭と交換している  
付加価値を算出するため地下水に依存する割合が高い  
地質的特性からミネラルウォーターの原料に適した地下水資源が豊富に存在するが、地下水資源は県が行う水源かん養に係る事業等により育まれたものである



しかしながら、

<理由 について>

「水の持つ価値」を利用して利益を挙げている**産業は多岐にわたる**  
ミネラルウォーター事業者は、安全な製品を生産するため採取・充填・品質検査等への設備投資や物流コスト等を負担しており、また山梨産のブランド力向上も**事業者による長年の活動の成果**であり、県の主張はかかる実態を看過している

<理由 について>

県の主張する付加価値論は、産業・製品ごとに異なる実売価格、広告費・販促費・物流費・一般管理費等の差を考慮しないものであり、**合理性を全く有しない**

付加価値が大きいことと、水源かん養のための森林整備事業等の行政サービスによる受益が大きいこととは論理的につながらない

## 特別の受益の不存在

<理由 について>

水源かん養機能のための森林整備事業を充実させることにより、ミネラルウォーター産業に対してのみ課税を行うだけの特別の受益が生じるという、**因果関係があるといえる科学的実証的根拠はない**

地下水については、**浸透や流動のメカニズム**など、**まだまだ解明されていない部分も多い**ことは県も認めており、地下水資源は県が行う水源かん養に係る事業等により育まれたものである、**と言い切ることはできない**

<県の主張全般について>

県は、ミネラルウォーター事業者がIT産業等の工業事業者や農業事業者と比較してより利益を受ける者であることについても、**具体的・実証的な形で説明できていない**

県が主張する「特別の受益」はミネラルウォーター産業には存在せず、ミネラルウォーター税を導入する合理性は存在しない

## 参考

森林の水源涵養機能」についての県の説明  
(平成15年1月28日 県回答書より)

森林は、おもに森林土壌のはたらきにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させる。そのため、洪水を緩和するとともに河の流量を安定させる。また、森林から流出する水は濁りが少なく、適度にミネラルを含み、中性に近い。このように森林の存在が川の流量や水質を人類社会にとって都合がよいように変えてくれるはたらきを森林の水源涵養機能という。

# 業界の主張内容

## 業界側の主張 (ポイント)

- ミネラルウォーター産業だけが狙い撃ちされ、課税されるのは不公平
- ミネラルウォーター税導入の根拠がない
- 他県では「広く薄く」課税する方式を検討・採用
- 検討プロセスが不当
- ミネラルウォーター事業者の経営に深刻な影響を与える

## 最終報告書に関する反論

- 「1 はじめに」について
- 「2 山梨の水と森林の現状と課題」について
- 「3 山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策」について
- 「4 山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方」について
- 「5 費用負担の具体策の検討」について
- 「6 ミネラルウォーターに関する税」の詳細」について
- 「7 今後の検討課題」について

## 狙い撃ち課税としてのミネラルウォーター税

県は、ミネラルウォーター税と他の手段を比較するとして、ミネラルウォーター税が比較対象となることを所与の前提としている



しかしながら、

法定外税について学識経験者からは、近年多くの地方団体では法定外普通税・目的税の創設が検討され、一部実施されているが、こうした動きは、安定財源確保のための税制改革というよりは、たとえわずかな税収でも**取り易いところから取るという、あまりに短絡的な政策**であるように見える」

現実の法定外税は、選挙を意識するためか、**域外の者に対してのみ課税するもの、少数の法人のみを狙い撃ちして課税するもの**…などがほとんどである」

とする指摘がなされており、ミネラルウォーター税についても全く同様である



**取り易いところから取るという、狙い撃ち課税ではなく、税制以外も含む幅広い制度の中で最も望ましいものは何かという比較・検討を行うべきである**

## 県民税均等割の超過課税の手法との比較

県民税均等割超過課税方式を導入済みあるいは導入検討を行なっている他の地方自治体の状況（平成17年4月時点で、8県が導入済。平成18年度実施予定を含めれば13県が導入、25都道県が同様の方式を検討中）に鑑みれば、まず第一に県民税均等割超過課税の手法による対応を真摯に検討すべきである



しかしながら、

県は、他県では広く負担を求める方法については模索していないとし、県民税均等割の超過課税方式については、住民の税負担を増加させる内容となっていることも考慮に入れ慎重に検討する必要がある と述べるだけで、**県民税均等割超過課税方式を真摯に検討していない**



県は、**県民税均等割の超過課税方式について、ミネラルウォーター税との形式的な比較検討を行うだけで、真摯な検討を行っていない。**  
この姿勢こそが、ミネラルウォーター税導入先にありきという県の姿勢であることを示す

# 業界の主張内容

## 業界側の主張 (ポイント)

- ミネラルウォーター産業だけが狙い撃ちされ、課税されるのは不公平
- ミネラルウォーター税導入の根拠がない
- 他県では「広く薄く」課税する方式を検討・採用
- 検討プロセスが不当
- ミネラルウォーター事業者の経営に深刻な影響を与える

## 最終報告書に関する反論

- 「1 はじめに」について
- 「2 山梨の水と森林の現状と課題」について
- 「3 山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策」について
- 「4 山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方」について
- 「5 費用負担の具体策の検討」について
- 「6 ミネラルウォーターに関する税」の詳細」について
- 「7 今後の検討課題」について



## 「ミネラルウォーターに関する税」の詳細について

### 課税目的

県が、県・市町村等は、森林整備の基盤となる林道や作業道など林内路網の計画的な整備や地域指定による水源かん養事業の重点的な実施を図ることにより、…水源かん養事業のコスト削減に努めています」というように、コスト削減がなされているのであれば、新税導入を必要とするだけの財政需要は存在しない

県は 本県の場合、県有林面積の割合が高く、県の多額の予算を投入して水源かん養機能の維持とその機能の発揮に努めてきたことから、これらの県有林は荒廃しておらず、その結果、これまでのところ、ミネラルウォーター産業は良質な水の供給という受益を受けていると考えられるので受益者負担として考えています」と県有林が荒廃していないことを認めているが、そうであるならば、県有林に関して新税の導入を必要とする財政需要はなく、ミネラルウォーター事業者にとっては既存の財源によって行われている現状の水源かん養事業で十分であり、これ以上の事業を行うことによって得られる受益は存在しない

## 「ミネラルウォーターに関する税」の詳細について

課税客体

課税客体を特定するために、まったく別の目的で策定された農林水産省の品質表示ガイドラインを引用することは、不適切

ボトルドウォーターについて、本県で採取された地下水とその他の水を混合した製品の場合、本県で採取された地下水以外の部分も課税対象となるとするが、県内産地下水以外も課税対象となるのは、受益者負担の考え方から正当化できないし、また、課税客体の定義にある「県内で地下水を採取する行為」に対して課税するという説明にも矛盾する

徴税事務の煩雑さを避けるという事務処理上の理由で、法定外税の原則に悖る租税が正当化できるものではない

ミネラルウォーター産業が原料とする水と、電子部品デバイス製造業等の製造工程での洗浄用の水や、豆腐・ロックアイス等の製造の際に使用する水などは、水の品質が非常に重要な要素であることは同じであり、ミネラルウォーター産業のみに課税する合理的理由は全くない

## 「ミネラルウォーターに関する税」の詳細について

### 納税義務者

県はミネラルウォーター事業者は、本県の森林環境の保全に係る事業の恩恵を、一般県民や他の事業者よりも大きく、直接的、かつ、具体的な受益を得ており、その受益において租税の負担力(担税力)を備えていると主張するが、ミネラルウォーター産業は水源かん養事業から特別の受益を得ていない。また、ミネラルウォーター製品の市場における実勢価格は低く、現実に得られる利潤は低水準で、担税力を備えているとはいえない

### 課税標準

県は受益の程度を近似值的に評価するとして、地下水の採取量を客観的に捕捉することは困難なため、具体的な数値を捕捉し、または調査することが可能と考えられる生産量あるいは供給量を課税標準として設定と述べるが、なぜ生産量や供給量により受益の程度を近似值的に評価することができるのか明らかでない

## 「ミネラルウォーターに関する税」の詳細」について

### 税 率

県は、ミネラルウォーター税導入先でありき、増加税収目標額先でありきで、ミネラルウォーター産業の現実の税負担能力を慎重に検討することもなく、税率（課税標準 1リットルあたり 0.5円）を設定しようとしている

県はミネラルウォーター製品の小売価格を平成15年の小売物価統計調査を引用し、2リットルペットボトルを「159～231円」と説明するが、同調査は特売期間を除いた統計となっており、**ミネラルウォーターの小売価格の実勢を反映していない**

担税力については平成15年7月19日週刊東洋経済の記事を引用し、「1Lあたり5円の利益があるので担税力は十分」とするが、同記事は「**小売価格を230円とした場合のメーカー推定利益**」と**明示**してあるにもかかわらず、あえてこれを無視している

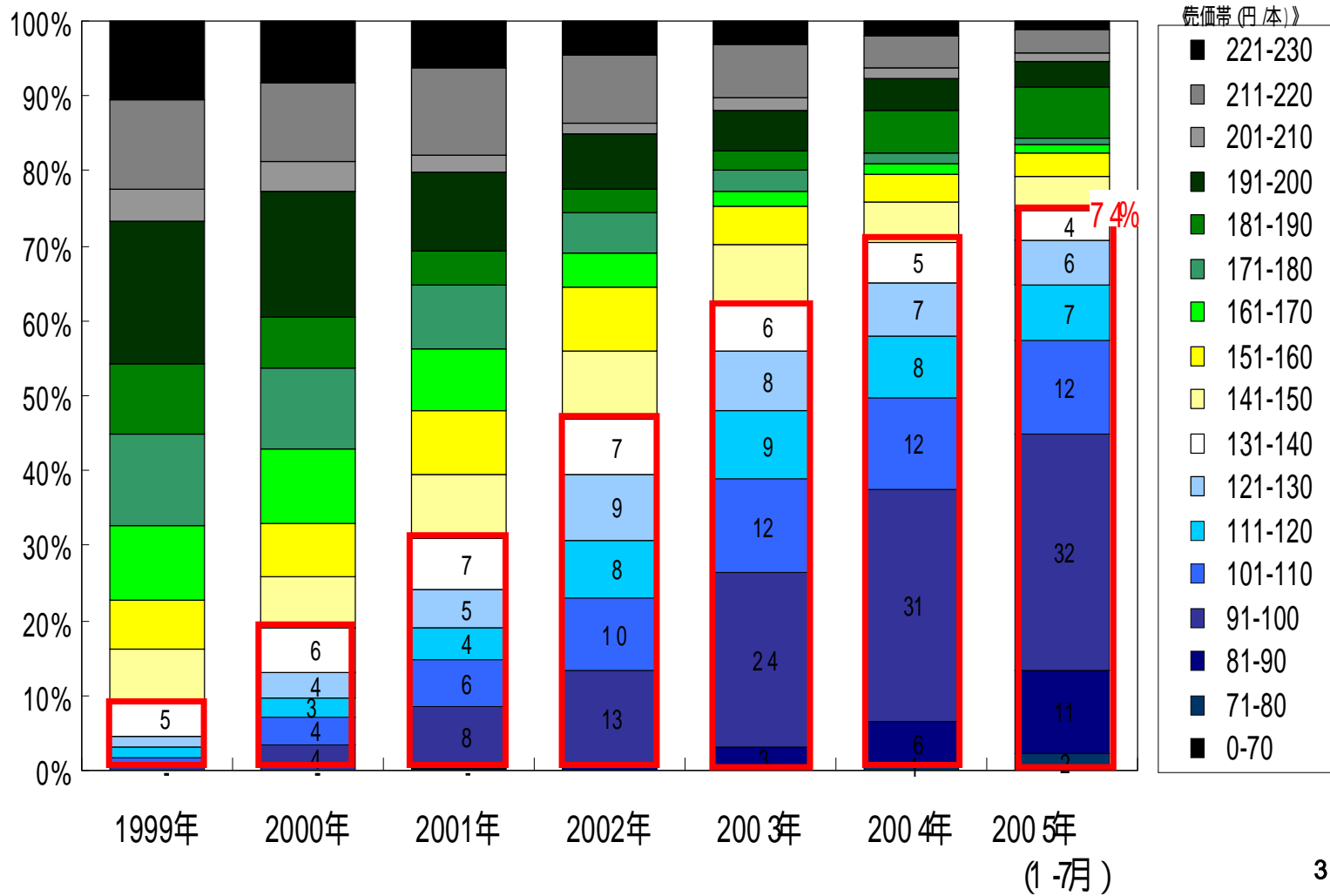
**課税によりミネラルウォーター事業者に与える影響は小さい」とする県の主張は前提を欠く**

税率の詳細な算出基準等、新税導入の合理性を基礎付ける立法事実を主張・立証する責任は行政府である県にあるにもかかわらず、県はこれを明らかにしていない

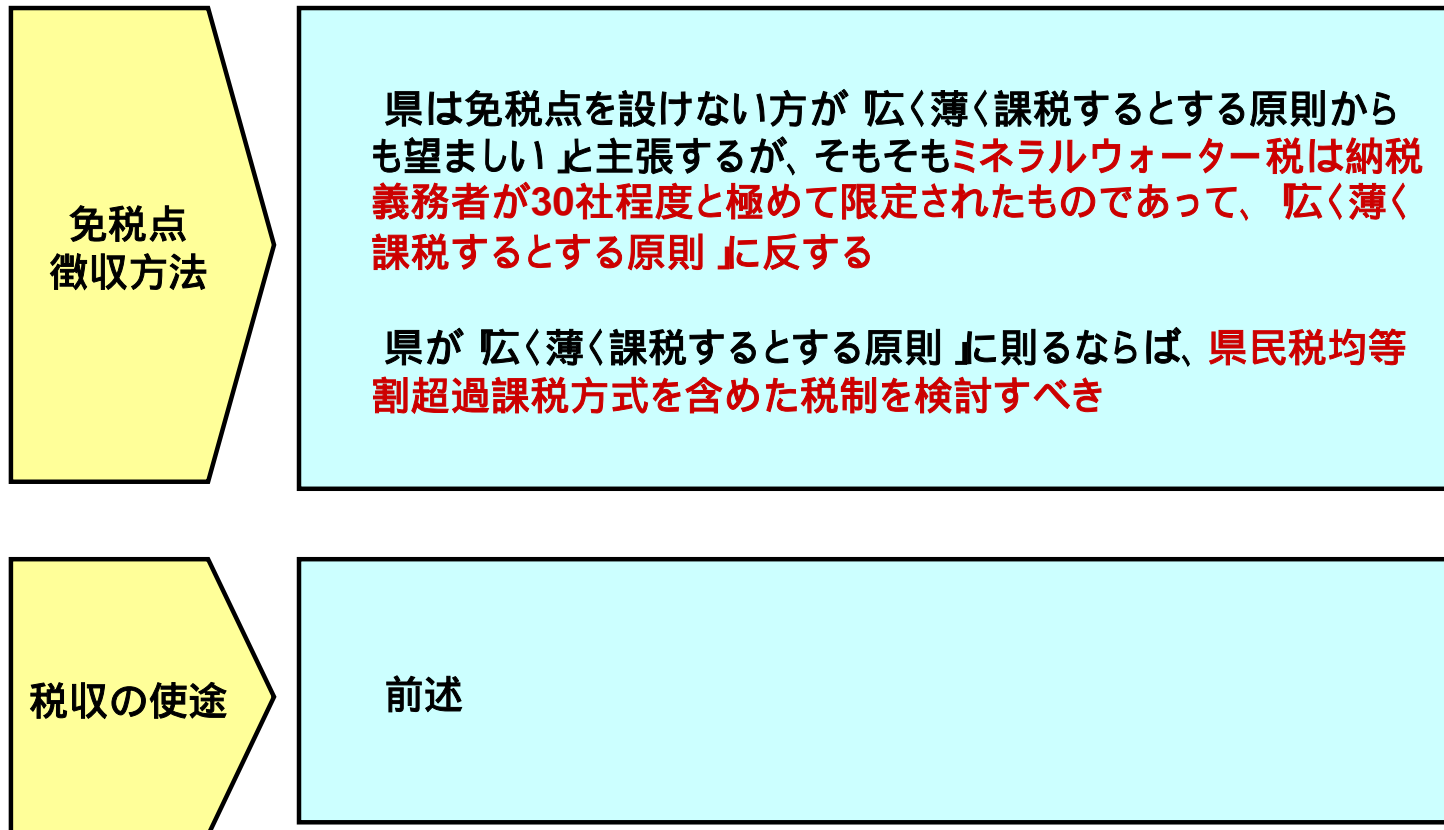
参考

# ミネラルウォーター 2Lペットボトル売価推移

イメージ  
ミネラルウォーター 2Lペットボトル  
全国 全業態  
売価帯 (円/本)



## 「ミネラルウォーターに関する税」の詳細」について



## 「ミネラルウォーターに関する税」の詳細について

公平の原則

付加価値論については前述

平成15年の山梨県内のミネラルウォーター生産量は、479,593KLであり、県が提示する地下水データから計算すると、県内の地下水資源供給可能量の0.16%、地下水使用量全体に対してわずか約0.33%、工業用地下水取水量に限ってもその約1.33%にすぎず、ミネラルウォーター産業のみへの課税を行うことは著しく不公平である

IT産業の工業用水再利用率は85%であるとするが、ここで問題とすべきは新規地下水取水量で、同産業はミネラルウォーター産業の約20倍もの地下水を取水し続けている。これほど大量の良質な地下水を必要とするIT産業は、地下水資源からの受益をミネラルウォーター産業より多く得ていることは明らかである

## 「ミネラルウォーターに関する税」の詳細について

中立の原則

ミネラルウォーター製品の市場での実勢価格や流通に関わるコスト等を考えれば、ミネラルウォーター事業者が新たにコストを負担する能力は非常に小さく、その事業を圧迫することになり、中立性の原則に反する



## 「ミネラルウォーターに関する税」の詳細」について

法定外目的  
税の不同意  
事由との関係

そもそも、法定の不同意 3要件以外にも、**憲法や法律に違反する場合には、不同意とすべきとされている。**  
ミネラルウォーター税は、公平、中立、簡素の租税原則上問題である上に、**特定の者のみを納税義務者として狙い撃ちにするものであり、不同意とされるべきものである**

1リットルあたり 0.5円の税率は、ミネラルウォーター製品の激しい市場競争からすると非常に高く、税相当分を消費者に転嫁することは困難であることから、山梨県で採取した水を他県で製品にする事業者にとっては、物の流通に重大な障害となり、不同意事由に該当する

国の経済政策と照らして「**適当でないこと**」という要件についても、ミネラルウォーター税は特別な財政需要もなく、受益と負担の因果関係も不明確であり、この不同意要件に該当すると考える

# 業界の主張内容

## 業界側の主張 (ポイント)

- ミネラルウォーター産業だけが狙い撃ちされ、課税されるのは不公平
- ミネラルウォーター税導入の根拠がない
- 他県では「広く薄く」課税する方式を検討・採用
- 検討プロセスが不当
- ミネラルウォーター事業者の経営に深刻な影響を与える

## 最終報告書に関する反論

- 「1 はじめに」について
- 「2 山梨の水と森林の現状と課題」について
- 「3 山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策」について
- 「4 山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方」について
- 「5 費用負担の具体策の検討」について
- 「6 ミネラルウォーターに関する税」の詳細」について

- 「7 今後の検討課題」について

## 今後の検討課題について

法定外税が住民の一部や住民でない者のみを対象とする場合には、地方議会を通じた自制が働きにくい<sup>1</sup>ため、納税者に対し合理的な課税の根拠を示し、納税者となるべき者の意見を聴く等の十分な手続的保障が必要

県は 将来的には、本県の有するこれらの豊かな環境資産の保全を念頭に置いて、地下水資源の保全・適正利用を含めた総合的な水管理の仕組みを整え、本税もその一部に組み込んだ環境税体系を構築することを目指した検討を行うことも考えられる<sup>2</sup>と主張するが、まず環境税体系の構築も含めた山梨県の環境保全のあり方等に関する大局的・総合的検討が十分になされるべきであり、その上で、その環境保全費用負担のあり方について新税の導入に限定しない幅広い論議が必要である

## ミネラルウォーター税に関する当業界の主張 (まとめ)

### ミネラルウォーター産業だけが課税されるのは不公平

- 山梨県の森林 地下水からは県民 県内企業全体が受益
- MW産業の地下水採取量は全工業用地下水のわずか1.3%
- MW産業のみが森林 地下水から特別の受益を受けるわけではない
- 受益の評価基準がないことを認めつつ、MW産業に「特別の」受益があるとする県の論理は矛盾
- 森林環境保全の重要性は認めるが、MWのみへの狙い撃ち課税は認められない

### ミネラルウォーター税導入の根拠がない

- 新税充当事業にはMW産業と無関係のものが多く MW税導入の前提である財政需要がなく 受益と負担の因果関係が明確でない

### 他県では「広く薄く」課税する方式を検討 採用

- 導入済みの13県を含め、全国38都道県で「県民税均等割超過課税方式」等の県民全体で「広く薄く」負担する方式による森林整備に関する税を採用 検討している

### 検討プロセスが不当

- 公開シンポジウム(2回)、講演会(1回)ともに他県に比して圧倒的に回数が少なく かつ参加者の大半は県や市町村の職員
- 県民アンケート調査(2回)はいずれも恣意的 誘導的

### ミネラルウォーター事業者の経営に深刻な影響を与える

- 県内ミネラルウォーター事業者の大半はOEM業者で、実質的売上は極めて小さい
- MW製品の競争激化の中、その実小売価格は低下しており 収益構造に深刻な影響

環境保全策全体を見据えた上で、仮に負担が必要であるとしても、「広く薄く」費用負担する方向で検討すべき

以下、45ページ～53ページについては  
映写での説明は省略しています

具体的比較表について

検討の結果について

## 具体策比較表について

	県の考え方	業界の主張
公平性	ミネラルウォーター税に関し 特別の受益を得ている者に一定の負担を求めることは、受益者負担の考え方から公平	ミネラルウォーター産業は県の水源かん養事業から特別の受益を得ておらず、ミネラルウォーター税は公平ではない  県民税均等割の超過課税や寄附金等には公平性の問題はなく、このことが他県で県民税均等割超過課税方式が採用される際の大きな理由であることが看過されている
徴税コスト	ミネラルウォーター税は、申告納付を採用すれば、納税義務者が比較的少数なので、徴税コストの増加は少ない	そもそも納税義務者が少数となるような狙い撃ち課税が不当  県民税均等割超過課税の手法の場合は、初期費用について比較的軽微（ほとんど不要）とされており、県民税均等割超過課税の手法よりミネラルウォーター税を導入する方が徴税コストの増加が大きいと考えられる

## 具体策比較表について

	県の考え方	業界の主張
導入の メリット	<p>ミネラルウォーター税につき、ミネラルウォーターの生産量全国一である本県の自然環境の良さをアピールし、山梨の水と森林を守る意識を高めることができる</p> <p>県が水源地周辺の水源環境の保全に取り組んでいるという姿勢をPRすることにより、水のブランド価値を高めることができる</p> <p>ミネラルウォーター税は、地下水資源の保全・適正利用に向けた契機となる</p>	<p>なぜミネラルウォーター税を導入することが県の自然環境の良さをアピールする結果になるのか因果関係が全く不明確</p> <p>県民税均等割超過課税方式のように県民全体で負担する方式のほうが、税を自己負担する県民にあまねく環境保全意識を啓蒙できる</p> <p>なぜミネラルウォーター税を導入することが水の「ブランド価値」を高める結果となるのか、因果関係が不明。PRの点では、県民税均等割超過課税方式の場合も同様</p> <p>ミネラルウォーター税は「原因者負担の考え方から地下水の採取を抑制することにより地下水の保全を図ることを目的とするものではない」という最終報告書の記載と矛盾</p>

# 具体策比較表について

県の考え方	業界の主張
<p>課題</p>	<p>ミネラルウォーター税につき、受益の程度を直接評価する適切な基準がなく、受益と負担の関係を厳密に一致させることができないため、生産量のような外形的標準により受益の程度を評価せざるを得ない</p> <p>県民税均等割の超過課税につき、導入済みの6県は、河川が水源から河口まで同一県内を流れており、山梨県のように主要な河川の下流域が他都県にある内陸県とは異なる</p> <p>県民から不公平感が出てくるおそれがある</p> <p>県政モニターアンケート調査の結果によると県民税均等割超過課税に反対の意見が多い</p> <p>県は、受益の程度を直接評価する適切な基準がないこと、地下水が県民生活にとり重要な資源となっていること、森林は、水源かん養機能のほか、土砂災害防止機能、地球温暖化防止機能等多面的機能を持ち、その受益は広く県民に及ぶことを認めていることから明らかなように、ミネラルウォーター産業が特別の受益を得ているとする県の主張には、合理的根拠がない</p> <p>県民税均等割超過課税方式導入済みは8県。山梨と同様の内陸県である奈良県、滋賀県は既に平成18年4月より同方式導入を決定しており、岐阜・長野・栃木・埼玉県も同方式を採用する方向で検討を進めている</p> <p>ミネラルウォーター税の場合には、負担者が限定的であり、より不公平な税制であることは明らか</p> <p>県政モニターアンケート調査においては、県民税均等割超過課税方式が全国的な主流であること等に関する情報をミネラルウォーター税と同様に十分には提供せず、ミネラルウォーター税賛成に誘導している</p>



## 公平性について

# 検討の結果について

県は、ミネラルウォーター税について、受益の程度が明らかに異なるものがあれば、仮に選挙権を持たない県外者や法人だったとしても、それが県民の意思を反映したものならば、特別の受益を得ている者に対し一定の負担を求めることは、受益者負担の考え方から公平であると主張する



しかしながら、

代表なければ課税なしの原理からすれば、租税公平原則に基づき、特定少数のものだけに過重な租税負担を課すことは、多数決による租税立法権の踰越濫用として無効と解されることがありうる

特定少数のものだけ名宛人とする狙い撃ち的な法規については、Due Process of Law (手続的保障)の観点から、事前に法の適用対象者から十分な意見を聴取し、かつこれらの者の状況に十分な配慮が必要

地方税条例の制定についても、非住民や地方選挙権を持たない個人・法人だけを納税義務者とする条例の制定には、租税法律主義・租税条例主義の趣旨及び適正手続の観点から、合意形成のためとりわけ慎重な手続が必要

特定の者、特に選挙権のない者や公共的ないし固定的設備を抱えるなどの理由で当該地方団体の外に容易に移転できない者を狙い撃ちにする課税はできるだけ避けるべき

## 検討の結果について

### 簡素な税制について

県は、ミネラルウォーター税について、税率を一定にし免税点を設けないなどの仕組みをとれば、非常に簡素なものになると主張する



しかしながら、  
新たな税制を一から作るより、現行の税制を活用できる県民税均等割の超過課税方式のほうがより簡素であることは明らか

## 検討の結果について

### 他都県の負担について

県は、県民税均等割の超過課税について、他都県の水源地となっている森林の整備を進めた場合、その受益が他都県の住民にも広く及び、山梨県の県民から不公平感が出てくるおそれがあるため、森林の整備に要する費用の一部を何らかの形で負担してもらう仕組みの検討が必要と主張する



仮に県の考えに立つとしても、既に県内の市町村の中には、他自治体から補助金、交付金、助成金、負担金等を受領しているものもあり、他都県の住民から「森林の整備に要する費用の一部を何らかの形で負担してもらう仕組み」は存在している

## 検討の結果について

### 受益と負担の因果関係

県は、ミネラルウォーター税につき、受益の程度を直接評価する基準がないことから外形的標準によって近似值的に評価せざるを得ないが、外形的標準によって近似值的に評価する方法は、現行の地方税にもみられこれを採用することは可能と主張する



しかしながら、  
そもそも評価基準がないことを認めた上で、生産量といった受益と直接関係のない基準を用いて税負担を求めることは、論理の破綻をきたしている

## 検討の結果について

### 検討結果のまとめについて

県は、ミネラルウォーター税と県民税均等割の超過課税の比較において受益者負担の考え方に立った税制度も、共同負担という考え方に立った税制度も、いずれも公平であるが、いずれの税制度を取るのかの判断に当たっては、県民の意思を反映すべきであると主張する



しかしながら、

(前述の公平性及び代表なくして課税なしの原則に係る問題は措くとしても) 県民の多くが自ら税を負担しないミネラルウォーター税と県民が広く自ら負担する県民税均等割超過課税方式とに関する 県民の意思 を同じ土俵の上で測り、ミネラルウォーター税に賛成する県民の割合が多いからミネラルウォーター税を導入すべきという結論をとることができないのはいうまでもない

## 検討の結果について

### 山梨県の特長について

県は、ミネラルウォーター税が県民税均等割の超過課税方式より望ましい理由として、山梨県の特長である「氷源かん養機能の維持・保全を重視して森林が管理経営されてきたこと、地下水が県民生活にとって重要な資源となっていること、ミネラルウォーターの生産量が全国一となっていること」を挙げる



しかしながら、

「氷源かん養機能の維持・保全を重視して森林が管理経営されてきたこと」がミネラルウォーター税の導入を正当化できないことについては前述

「地下水が県民生活にとって重要な資源となっていること」は地下水の受益を県民が広く得ていることの論拠にはなるが、ミネラルウォーター産業のみに負担を求めることを正当化するものではない

ミネラルウォーターの生産量が全国一となっていること 亦、ミネラルウォーター産業のみに負担を求めることを正当化するものではない

県がこのような要素を挙げるのは、取りやすいところから取る」という狙い撃ち課税としてミネラルウォーター税を導入しようとしていることを示すものである